

## 兵庫県登録文化財 第8回登録物件概説

かすがじんじゃへいでん

### 1 春日神社幣殿 1棟

春日神社は神河町吉富地区の鎮守社で、幣殿は上下二段に造成された境内の上段、本殿の前面に位置する。

桁行一間、梁間一間平入りの入母屋造葺瓦葺の本体部に、前面、両側面に桁行二間、梁間一間、本体部の屋根に比べ一段低い入母屋屋根の張出を付す。このため千鳥破風を有した妻面が幾重にも重なり、複雑な屋根を演出している。本体部の天井は格天井とし天井高が高く、また背面側は本殿向拝に床と側壁で繋がれているが間仕切り装置はなく、開放的な内部空間を有す。

外部は臺股や木鼻など、社寺建築で多用される彫刻を配する一方、内部は住宅で見られる板を透かし彫りにした欄間を使用しており、屋根と同様、様々な試みが見られる。建設年代は大正五年であることが棟札により判明している。

複雑な外観を特徴としたこのような屋根は神河町でいくつか集中してみられ、この地域では特徴的な構成の社殿として注目される。



幣 殿

い わ じん じゃ

### 2 伊和神社 2棟

本殿・幣殿

伊和神社は式内社であり、旧播磨国一宮として国司・領主の保護を受けた。社殿は境内南寄りにあり、拝殿、幣殿、本殿を南北に並べ、北向きとする。

本殿は、小規模な方一間の身舎の上に、重厚感のある詰組の二手先尾垂木付の斗拱を乗せ、二軒繁垂木、屋根は入母屋造檜皮葺である。

縁は虹梁形頭貫で繋がれた縁束と、それらに乗せた斗拱で縁葛を支持する形式とし、格式を高めている。

現在の本殿は、文久2年(1862)に安志藩主小笠原貞孚<sup>(1)</sup>が再建したものとされている<sup>(2)</sup>。

幣殿は、桁行五間、梁間三間の入母屋造妻入り銅板葺の社殿であり、彫刻で装飾した向拝をもち、軒廻りは詰組の二手先尾垂木付組物の上に二軒繁垂木を配す。正・背面側柱間には引き違い格子戸を入れ、側面柱間は板壁となっている。側廻りには高欄付きの縁を四周に廻し、正面向拝側には四級の高欄付き木階、西側面は五級の木階を付す。内部は畳敷き、天井は折上小組格天井とし、柱は側柱のみで内部に柱を立てない一室の空間である。



本 殿



幣 殿

現在の幣殿は、安政6年(1859)に再建<sup>(3)</sup>されたもので、建立当初、播磨国内の諸神を奉祭する総神殿として建設されたが、明治21年の改修で本殿側一間通りにあった壇を取り払い、前方と形式を合わせて改修した<sup>(4)</sup>。

当社の総神殿は永享四年(1432)に創立されたもので、このような形態のものは県内には類例はないと思われ、全国的にも珍しいものである。

本殿及び幣殿は、播磨地域内陸部の上質な神社社殿であり、特に幣殿は異例の規模の大きさである。これは当地方の一国総社を崇敬した総神殿であったことに起因しており、幣殿はこの遺構を残す貴重な社殿として注目される。

#### 注

(1)安志藩第七代藩主。生没年：嘉永3年 - 万延元年(1850 - 1860)。

(2)曾根研三『伊和神社史の研究』(国幣中社伊和神社社務所、昭和14年)によると、「安志藩主小笠原貞孚は小藩ながらも神殿は一建立を希望し他殿は神社の醸出金並びに氏子或は国内の浄財を俟った。」とあり、本殿は藩主による建立が伺える。

(3)安政六年の墨書がある棟札による。

(4)『伊和神社史の研究』によると、「明治時代に入り社殿荒廃し同二十一年十月神殿瑞籬外の東西両脇に社殿を新建し、各八郡の神社を之に遷座して境内神社播磨十六郡神社と改め少彦名神・下照姫命を神殿相殿に復座して神座を取毀ち、正面三間にあつた長押を排し其周圍同様に格子戸に改め、背後に當る濱縁より木楷を設けて神殿楯下と連続せしめ幣殿と稱して現状をなすに至つた。」と記載されている。